

東京都地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について

平成19年3月23日

東京都地方独立行政法人評価委員会決定

平成20年 3 月 21日幹事会 一部改正

平成20年 11月 25日幹事会 一部改正

平成21年 12月 28日幹事会 一部改正

平成23年 1 月 31日幹事会 一部改正

平成26年 3月 10日幹事会 一部改正

この「基本的な考え方」は、今後、東京都地方独立行政法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）として、地方独立行政法人（以下、「法人」とする。）の業務の実績に関する評価を各分科会が実施するにあたっての基本方針や評価方法の基本などについて示したものである。

1 評価委員会の主な役割

（１）各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下、「事業年度評価」という。）

評価委員会は、各事業年度において、中期計画に定められた各項目の実施状況の調査・分析をし、その結果を踏まえ、業務の実績の全体について総合的な評価を行う。

（２）中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下、「中期目標期間評価」という。）

評価委員会は、中期目標期間において、中期目標に掲げた各項目の達成状況の調査・分析をし、その結果を踏まえ、業務の実績の全体についての総合的な評価を行う。

（３）中期目標期間の終了時の検討

評価委員会は、法人の業務の特性に配慮しつつ、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行うにあたっての意見を行う。

2 事業年度評価

（１）評価の基本方針

- ① 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進行状況を確認する。
- ② 評価を通じて、法人の業務運営状況を分かりやすく社会に示す。
- ③ 法人の業務運営の改善・向上に資する。
- ④ 都民への説明責任を果たす。

（２）評価方法の基本

法人の評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。

① 項目別評価

（ア）中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、別表１の評語により評価する。なお、特筆すべき点があればコメントを付す。

（イ）（ア）を原則とし、法人の業務の特性に応じて別表１の評語以外の評語により評価することができるものとする。独自の評語を設定した場合は、法人の「業務実績評価（年度評価）方針及び方法」に明記する。

② 全体評価

項目別評価を踏まえつつ、法人の中期計画の進行状況全体について、次の例を参考に記述式により評価する。

(例)

- 「 ～特筆すべき業務の進捗状況にある 」
 - 「 ～優れた業務の進捗状況にある 」
 - 「 ～概ね着実な業務の進捗状況にある 」
 - 「 ～業務の進捗状況に遅れが見られる 」
 - 「 ～業務の進捗状況に大幅な遅れが見られ業務の改善が必要 」
- など

(3) 評価の進め方

① 業務実績の検証

法人から提出された業務実績報告書等を基に検証するとともに、法人からヒアリングも実施する。

② 分科会による評価結果の決定

各分科会での審議を通じて、項目別評価及び全体評価の評価結果を決定する。

なお、各分科会において、法人による事実確認などの方法をとることにより、適正な評価に努めるものとする。

3 中期目標期間評価

(1) 評価の基本方針

- ① 中期目標の達成状況を確認する。
- ② 評価を通じて、法人の業務運営状況を分かりやすく社会に示す。
- ③ 業務を継続させる必要性、組織の在り方、その他組織及び業務の全般にわたる検討に資する。
- ④ 都民への説明責任を果たす。

(2) 評価方法の基本

法人の評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。

① 項目別評価

(ア) 中期計画の達成状況・成果を中期計画の項目ごとに、別表2の評語により評価する。なお、特筆すべき点があればコメントを付す。

(イ) (ア)を原則とし、法人の業務の特性に応じて別表2の評語以外の評語により評価することができるものとする。独自の評語を設定した場合は、法人の「業務実績評価（中期目標期間評価）方針及び方法」に明記する。

② 全体評価

項目別評価を踏まえつつ、法人の中期計画の達成状況全体について、次の例を参考に記述式により評価する。

(例)

- 「 ～特筆すべき業務の達成状況にある 」
- 「 ～優れた業務の達成状況にある 」
- 「 ～概ね着実な業務の達成状況にある 」
- 「 ～やや不十分な業務の達成状況にある 」
- 「 ～不十分な業務の達成状況にある 」

など

(3) 評価の進め方

① 分科会による評価結果（案）作成

各分科会で法人から提出された業務実績報告書等を基に検証するとともに、法人からヒアリングを実施する。

各分科会での審議を通じて、項目別評価及び全体評価の評価結果（案）を取りまとめる。なお、各分科会において、評価結果（案）の内容について、法人による事実確認などの方法をとることにより、適正な評価に努めるものとする。

また、分科会において、中期目標期間の最終年度が開始するまでに、それまでの業務実績に関する評価を実施し（事前評価）、その結果を踏まえて、評価結果（案）を審議することができるものとする。

② 評価委員会による評価結果の決定

各分科会による評価結果（案）を基に、評価委員会による審議を通じて、項目別評価及び全体評価の評価結果を決定する。

4 その他

この「基本的な考え方」については、必要に応じ、幹事会の決定を経て、改正することができるものとする。

別表 1

評 語		説 明
S	年度計画を大幅に上回って実施している	年度計画を上回る実績・成果をあげている項目のうち次に掲げる条件に該当する項目 ・ 定量的目標が定められている項目について、目標の水準を大幅に上回る実績・成果をあげている ・ 実績・成果が卓越した水準にある ・ 都政・都民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績・満足度を実現している ・ 上記の各項目に準ずる実績・成果をあげている
A	年度計画を上回って実施している	年度計画を上回る実績・成果をあげている項目で、S 評定には該当しない項目
B	年度計画を概ね順調に実施している	年度計画に記載された事項をほぼ 100% 計画どおり実施している項目
C	年度計画を十分に実施できていない	実績・成果が年度計画を下回っている項目で、D 評定には該当しない項目
D	業務の大幅な見直し、改善が必要である	実績・成果が年度計画を下回っている項目のうち次に掲げる条件に該当する項目 ・ 定量的目標が定められている項目で、実績・成果が目標の水準を大幅に下回っている ・ 提供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な瑕疵がある ・ 実績・成果が上記の各項目に準ずる水準に止まっている

<備考>

- ・ 上記の説明は、あくまで目安であり、実績・成果の水準に加え、計画の難易度、外的要因、取組の経緯・過程等を総合的に勘案して評定する。

別表 2

評 語		説 明
S	中期目標の達成状況が極めて良好である	中期計画を上回る実績・成果をあげている項目のうち次に掲げる条件に該当する項目 ・ 定量的目標が定められている項目について、目標の水準を大幅に上回る実績・成果をあげている ・ 実績・成果が卓越した水準にある ・ 都政・都民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績・満足度を実現している ・ 上記の各項目に準ずる実績・成果をあげている
A	中期目標の達成状況が良好である	中期計画を上回る実績・成果をあげている項目で、S 評価には該当しない項目
B	中期目標の達成状況が概ね良好である	中期計画に記載された事項をほぼ 100% 計画どおり実施している項目
C	中期目標の達成状況がやや不十分である	実績・成果が中期計画を下回っている項目で、D 評価には該当しない項目
D	中期目標の達成状況が不十分であり、法人の組織、業務等に見直しが必要である	実績・成果が中期計画を下回っている項目のうち次に掲げる条件に該当する項目 ・ 定量的目標が定められている項目で、実績・成果が目標の水準を大幅に下回っている ・ 提供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な瑕疵がある ・ 実績・成果が上記の各項目に準ずる水準に止まっている

<備考>

- ・ 上記の説明は、中期目標期間評価にあたり、より定量的な指標及び客観的な評価基準で評価を行うためのあくまで目安であり、実績・成果の水準に加え、計画の難易度、外的要因、取組の経緯・過程等を総合的に勘案して評価する。